

平成27年第1回定例会

特別委員会報告書

人と自然の環境・資源対策特別委員会

大分県議会

目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
I 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について	2
1 世界農業遺産の取組について	2
II 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策 について	5
1 大分県新環境基本計画及び環境教育について	5
III 多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化に ついて	7
1 グリーンツーリズムの推進に向けた現状と課題について	7
2 ジオパークの認定について	9
3 地産地消の取組状況について	10
IV 子育て環境の整備について	13
1 小児医療体制の整備について	13
2 子育て満足度日本一の達成状況について	15
3 児童虐待の防止について	17
V 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる 環境整備について	22
1 買い物弱者対策について	22
2 障がい児への支援について	22
3 インクルーシブ教育システムについて	25
【提言】	28
【終わりに】	36
【委員会の活動状況】	37

【はじめに】

本委員会は、本県の恵まれた環境の維持・継承、地域資源の活用や次代を担う人材の育成について調査し、人と自然を取り巻く環境づくりや多種多様な地域資源の活用策等を検討することを目的として平成23年第2回定例会において設置された。

さらに、平成25年第1回定例会において中間報告を行うとともに、平成27年3月末まで調査期限を2年間延長し、次に掲げる5つの付託事件について調査を行ってきた。

- 1 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について
- 2 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について
- 3 多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化について
- 4 子育て環境の整備について
- 5 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

付託事件は広範囲にわたるため、平成23年度、24年度の調査では、「恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策」、「自然エネルギーの導入促進」、「障がい者が安心して生活できる環境整備」を重点的に調査し、平成25年度、26年度の調査では、「地球温暖化対策や循環型社会の形成方策」、「多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化」、「子育て環境の整備」、「高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備」について鋭意調査を行った。

調査にあたっては関係部局長から説明を聴取するとともに、現場の生の声を直接把握するために現地責任者からの意見聴取や、他県先進事例の調査研究を行った。

以下、付託事件の調査及び結果の概要について報告する。

【調査の概要】

I 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について

1 世界農業遺産の取組について

(1) 世界農業遺産の認定からこれまでの取組について

平成25年5月30日に認定された国東半島宇佐地域は、日本最大の蓄積量を誇るクヌギ林が水源を涵養し、複数のため池との連携により、シチトウイ栽培や水稲作を可能としたかんがい方式、またそれらと結びついた美しい景観や、独特な農耕文化、さらには貴重な生き物が数多く生息する生物多様性等が一体となった農林水産循環が、世界的に価値のあるものとして評価された。

県は、この認定を契機として、地域の人々が、伝統的な農業や文化、生活の価値に自信と誇りを持ち、この営みを次世代に継承するとともに、ものづくりや交流人口の拡大等に結びつけ、地域の活力創造につなげていくことを期待して、市町村や関係団体等と連携して、下記のような事業を行っている。

(ア) 保全啓発の推進

地域の人々に認定された農林水産業の営みとその価値や意義について理解を深めてもらうため、シンポジウムの開催や、次代を担う子どもたちに地域のすばらしさを伝えるための特別授業等を実施した。

また、県内金融機関の協力を得て60億円のファンドを設立し、次世代への継承教育や農耕文化の継承に向けた支援等の事業を行っている。

(イ) 情報発信

地域の魅力を多くの方に知ってもらうため、モニターツアーや写真コンテスト、農業文化公園に展示コーナーの整備等を実施した。

さらに、こうした取組に加え、食をメインテーマとしたミラノ国際博覧会に、国内の認定5県で共同出展を計画する等、認知度向上を図るため、他県との共同事業を進めて行くこととしている。

(ウ) ブランド化の推進

地域の特産物に付加価値をつける取組として、世界農業遺産の認証品として、乾しいたけとシチトウイ加工品を指定した。

乾しいたけについては、県内デパートでの販売のほか、県外でも、関西の業者でお歳暮商品としての販売が行われた。一方、シチトウイについては、認定を契機にメディアへの露出が増えるなど注目が集まったことにより、生産者の意欲が高まっている。また、大分高専と共同で、豊表を効率的に織れるよう機械の改良を行った。今後は、新たな担い手の確保も図りながら、生産規模の拡大につなげていくこととしている。

(2) 世界農業遺産の特別授業等について

教育委員会では、世界農業遺産の保全啓発、次世代への継承に関する事業として、特別授業を国東半島宇佐地域内の中学校24校全校で行っている。

特別授業の目的は、国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定された理由を理解させ、自然環境や伝統文化のすばらしさを探らせていくことにより、探究する姿勢を培うとともに、郷土を愛する心を育てることにある。また、今まで守られてきた伝統文化や農法等を守り、伝えていくことの大切さに触れさせることもねらいとしている。

(ア) 平成25年度の取組

国東半島宇佐地域内の中学校2年生に対して下記の内容で特別授業を実施した。

- ・1次 資料などから世界農業遺産について知る。
- ・2次 ゲストティーチャーの取組の実際を知り理解を深める。
- ・3次 トピックアルバム等を作成し、学習内容をまとめる。

また、ゲストティーチャーとして、世界農業遺産に関わる地域の人を招聘し、クヌギ林とため池、しいたけ栽培、城下カレイ、オオサンショウウオ等について講話を行った。

生徒の感想には、世界的に価値のある農林水産業システムを育み守ってきた地域に対する誇りに触れるものが多数あり、この取組によって、郷土に対する愛着が生まれつつある。

(イ) 平成26年度の取組

5市町教育委員会でそれぞれ推進モデル校1校を指定し、「総合的な学習の時間」に世界農業遺産について取り組み、学校ごとにゲストティーチャーの招聘の時間を増やす、体験活動を取り入れる等、取組に特色を持たせている。

また、招聘したゲストティーチャーを中心に世界農業遺産講師人材バンクの登録者を拡充することで、学習のさらなる充実を図ることとしている。

平成27年1月には、国東半島宇佐地域世界農業遺産中学生サミットを開催し、域内の全中学校24校から代表者が集まり、研究発表、意見交換等を行った。

さらに、小学校にも世界農業遺産への関心を持たせることで、中学校の学習につなげることができるよう、世界農業遺産を紹介する小学生用の副読本を作成し、地域内の小学校高学年の児童に配付することとしている。

(3) 他県における取組について

本委員会では、新潟県佐渡市議会を県外事務調査のため訪問し、世界農業遺産に係る取組状況について調査を行った。

同市においては、農薬や化学肥料を削減するだけでなく、生き物のための生息環境を作り出す「生き物を育む農法」により栽培された米を「朱鷺と暮らす郷」ブランドとして認証している。その結果、販売されるブランド米は、通常価格より1割程度高く取り引きされている。世界農業遺産に認められたのも、このようにトキが生息できる生物多様性を確保するとともに、農家の所得向上にもつなげていこうとする姿勢が、持続可能性のある世界的な農業モデルとして評価されたためである。

なお、世界農業遺産の効果により交流人口は増えているが、農家の後継者不足や中山間地域の保全等が課題にあがっている。

Ⅱ 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について

1 新環境基本計画及び環境教育について

(1) 大分県新環境基本計画について

大分県新環境基本計画は、目指すべき環境の将来像である「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」の実現に向けて、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」や、「循環を基調とする地域社会の構築」等、5つの基本目標を定め、それぞれの目標の下、各種の施策を展開している。

また、あわせて60項目の「環境指標」を設定し、毎年度その進捗状況を検証、報告、公表することとしている。

基本目標の主な取組は、基本目標1「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」では平成26年2月に「おおいたジオ国際フォーラム」を開催するなど、本県の地域資源を広く国内外に発信した。また、基本目標2「循環を基調とする地域社会の構築」では、大陸からの越境移流が懸念されているPM2.5の測定機器を平成24年度以降順次新設、加えて、県独自の注意喚起発令基準を設けるなどにより、対策を強化している。

「環境指標」の平成25年度の主な進捗状況について、基本目標3「地球環境問題への取組の推進」に係る「レジ袋削減枚数」は、平成21年度の取組開始から、平成26年4月までの削減枚数は4億4千万枚、二酸化炭素削減量は約2万7千トンで地球温暖化防止に大きな成果を上げている。また、基本目標5「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」に係る「ごみゼロ行動への参加者延人数」は、平成25年度は34万6千人で毎年目標値を達成しており、ごみゼロおおいた作戦が県民の間で着実に浸透している。

(2) 環境教育について

本県において、積極的に環境問題に取り組む人材を育てるため、平成26年3月に大分県環境教育等行動計画を定めている。具体的には、「人材の育成と活用」として、学校や地域社会における指導者の育成や環境教育アドバイザーの派遣、「参加の場や機会づくり」として、学校や家庭・地域社会における環境教育の充実などを「環境アドバイザーの派遣回数」などの行動指標とともに定めている。この行動指標に関する達成状況は、毎年度公表されることとなっている。

また、学校教育においては、校種を問わず、社会科、理科、家庭科、総合的な学習の時間などで、児童生徒の発達に応じた環境教育に計画的に取り組んでいる。

小、中学校における具体例としては、日田市大明中学校の学校版 I S O の取組がある。この取組では、5つの重点目標を全教室に掲げて、生徒たち自身の手で、I S O コーナーを設置し、I S O 新聞やポスターを作成したり、徹底したゴミの分別を進めたりすることで環境保全に関する意識化、行動化を図っている。また、多くの小、中学校においても、環境保全に関する身近な体験活動が行われている。

県下44校の全ての公立高等学校では、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じた環境教育に取り組んでいる。なかでも、地域と協働した特色ある環境教育を実践している高等学校は10校程度あり、特に継続的な取組として、地区に自生するレンゲツツジの保護活動を行う玖珠農業高校や、ホタルの保護、繁殖を目的に環境調査を行う中津南耶馬溪校がある。

さらに、特別支援学校では、佐伯支援学校において、毎年中学部の生徒が森を訪れ、森を管理するために、地域の方と一緒にドングリの植樹や草刈り、枝打ち、森で育った木を活用したいだけのコマ打ちなどを行い、この活動を通して森の成長を感じるとともに、森を豊かにすることが水産資源につながるといった、身近な環境とのかかわりへの理解を深めている。

また、社会教育では、県及び市町村が、一般市民を対象とした、環境に関するさまざまな取組を行っている。県の取組としては、九重青少年の家において利用者の自然体験活動を普及するため、森林の環境学習サポート隊、ここのエコレンジャーキッズ等を実施している。香々地青少年の家や少年少女科学体験スペースO-L a b o においても、環境教育に関する取組を進めている。

一方、市町村の取組としては、平成25年度、環境に関する講座等を年間40回、環境保全や防災等、地域の実情に応じた内容で実施している。

Ⅲ 多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化について

1 グリーンツーリズムの推進に向けた現状と課題について

(1) グリーンツーリズムの現状について

本県は、グリーンツーリズムの日本における発祥の地である。その始まりは、安心院町（当時）のワイン祭りの客に朝食と簡易ベッドを提供したこととされ、その後、平成8年には農村民泊に本格的に取り組む安心院町グリーンツーリズム研究会が発足し、都市と農村が交流するグリーンツーリズムの先駆けとして注目を集めた。それ以後、グリーンツーリズムの取組は県下各地に広がっており、平成25年度には、355軒の農家が2万2,978人の宿泊者の受け入れを行った。

また、大分県ツーリズム戦略においては、グリーンツーリズムの宿泊者数を平成27年度に2万3,600人まで増やす目標を掲げるなど、都市と農村の交流人口を拡大することにより、地域の活性化を図っているところである。

全国から高く評価されている本県のグリーンツーリズムには、主に以下4つの強みがある。

(ア) 心の交流を大切にした「1日1組」受け入れのこだわり

都市住民を本当の親戚や我が子のように暖かく受け入れ、心のこもった交流を通じたきずなづくりを大事にしている。

(イ) 受け入れ農家の生業や特徴を生かした農業体験

時間を区切り、プログラムに沿って全員に同じ体験をさせる画一的な方法ではなく、苗の植え付けや、果実の収穫、しいたけのコマ打ちなど受け入れ農家ごとに多様な体験プログラムを提供している。

(ウ) 農山漁村の生活体験

清流での魚釣りや投網漁、里山の山菜狩りや炭焼き、さらには地域に古くから伝わる郷土芸能など、農村地域の生活文化そのものを体験できる。

(エ) 旅館業法の許可の取得

全ての受入農家が旅館業法の簡易宿所の許可を取得し、安全や衛生管理を徹底している。

また、近年の傾向として、修学旅行を初めとした教育旅行のニーズが、従来の名所旧跡等の見学・周遊型から、農業・漁業、ものづくりなどの体験・滞在型へと変化し、グリーンツーリズムを取り入れる学校が増えてきたことがある。本県は、平成18年に全国で初めて、財団法人日本修学旅行協会と修学旅行窓口業務

の委託契約を交わし、本格的に教育旅行の受け入れを開始した。その結果、平成25年度には2万2,978人のうち教育旅行が農村民泊全体の72%を占める1万6,529人まで増加し、19年度の6,388人から約2.6倍の伸びをみせている。

(2) グリーンツーリズムの課題と対策について

平和学習や豊富な体験学習のメニューを有する長崎県や、九州新幹線の開業を機に飛躍的に交通アクセスが改善された鹿児島県が、修学旅行の受け入れを伸ばすなど、農村民泊を活用した教育旅行は、各地域間の受け入れ競争が激化している。そのため、本県としてはそれに遅れを取らないよう、教育旅行の情報発信の強化、教育旅行ニーズの把握とセールス活動の強化、教育旅行の魅力アップに向けた県内外との連携強化などの対策を取っているところである。

さらに、もう一つの課題に、大規模校の受け入れにも対応できるよう、受け入れ農家をさらに増やすとともに、おもてなしの質を向上させることが挙げられる。そのため、平成24年4月には申請手続きが簡単で、1年間限定での開業が可能なインターン制を導入したところであり、平成24年度は16軒がこの制度を活用するなど、新規参入の促進に努めている。また、おもてなし向上の取組として、魅力的な体験プログラムの企画力を養う研修や、定期的な衛生管理・防災講習会、農作業などの体験作業中の事故防止のための危機管理研修など、本県のグリーンツーリズムに対する信頼と満足度を高める取組を行っている。

(3) 他県における取組について

本委員会では、新潟市食育・花育センターを県外事務調査のため訪問し、同市における農業体験観光ツアーの取組状況を調査した。

同市では、農業体験観光ツアーを首都圏の企業とタイアップして実施している。首都圏の学生や社会人に新潟市の受け入れ農家の下で1泊2日の農業体験を行ってもらい、1回の農業体験の証として、お金ではなく米10kgをその都度贈呈している。この事業の狙いは、相互理解の信頼関係を築くことにより長期的に食材を購入したり、気軽に農家に遊びに行けるような、もう一つの実家を創っていくことである。

平成25年度は、当ツアーに社会人、学生が84名参加した。

今後の課題として、コメオヤと称する受け入れ農家の負担が大きいことがあがっている。

2 ジオパークの認定について

本県には、学術的価値の高い地質遺産が随所に存在しており、ジオパークの認定を受けた地域では、自然科学の学習、環境保全等に積極的に活用することはもとより、新たな観光資源や地域ブランドとして地域振興につなげていくことが期待されている。そのため、県では、日本ジオパークの認定を目指している姫島村と豊後大野市の取組を積極的に支援した結果、平成25年9月に認定されたところである。

これまでの経過は以下のとおりとなっている。

- 平成25年4月22日 姫島村及び豊後大野市のジオパーク推進協議会が日本ジオパーク委員会に認定申請書を提出
- 平成25年5月20日 両ジオパーク推進協議会が日本ジオパーク委員会による公開審査でプレゼンテーションを実施
- 平成25年8月17～18日 日本ジオパーク委員会による姫島地域の現地審査
- 平成25年8月26～28日 日本ジオパーク委員会による豊後大野地域の現地調査
- 平成25年9月24日 認定決定

ジオパーク活動の推進において基本的に取り組むべき課題としては、次の2点が挙げられる。

まず1点目は、地域住民が大地の成り立ちなどを学び、ジオパークに対する理解を深め、地域への愛着や誇りを持つこと。

2点目は、地域を訪れる人々に大地の成り立ちと産業・文化とのつながりなど、姫島や豊後大野にしかないという魅力をいかに発信していくかということである。これらに対する対応策として、県ではまず、両地域の住民を対象とした、大地の成り立ちや、大地に育まれた暮らし・文化を学ぶ学習会の開催を支援している。さらに、主要な見所であるジオサイトの環境整備やモデルコースの紹介など、しっかりした受け入れ体制の整備とジオサイトの魅力をわかりやすく解説できる「ジオガイド」の育成を後押ししている。

また、ジオパークを活用した地域振興には以下のことが挙げられている。

(ア) 地域住民が自ら住む地域に、ここしかないという魅力が沢山あることに気づくことによって、新たな切り口による地域アイデンティティの一層の形成が図られること。

(イ) 大学などから多くの教員・学生が本県に地質調査を訪れることなどから、

地質学的な調査研究が行われるとともに、地形・地質に興味を持った青少年の地学分野の学習が進められること。

(ウ) ジオサイトを活用したツーリズムの振興や新たな土産物の開発や農産品加工食品のブランド化がされること。

(3) 他県における取組について

本委員会では、秋田県八峰白神町議会を県外事務調査のため訪問し、ジオパークの取組状況を調査した。

同町では、ジオパークを活用するため、地層ソフトという塩とみそのソフトクリームやブラックサンドビーチカレーといった料理を開発し、道の駅などで提供している。また、地域の子どもの対象としたふるさと教育に取り組むことにしている。

一方、既に10数名のジオガイドを養成しているが、巡検を行う研究者より詳しくなることは困難であるため、ガイドの育成内容が課題の1つになっている。そこで、新潟大学の研究者を協議会の非常勤スタッフとしているところである。

3 地産地消の取組状況について

(1) 農産物の地産地消について

地産地消運動の定着と県産農林水産物の消費拡大を目的として、平成18年度に11月17日を「地産地消の日」と定めるとともに、毎年11月を地産地消月間としてキャンペーンを展開している。また、平成25年度からは、民間企業のノウハウを生かした取組とするため、コンビニと連携して県内の高校生・大学生のアイデアを生かした商品開発事業を実施している。さらに、直売所の活性化を図るため、経営アドバイザーの派遣や販売促進研修会を実施したり、学校給食に県産食材を積極的に使用するため、卸売団体から給食センターなどに、供給可能な県産食材の情報提供などを行う学校給食県産食材導入対策事業を行ったりしている。

これらの取組の結果、地産地消キャンペーンに参加する量販店や飲食店の参加団体数は増加し、平成25年度は、平成27年度目標の350団体を超える369団体が参加した。さらに学校給食における県産食材の使用率は、全国平均の25.1%をしのぐ47.8%で全国トップクラスとなっており、直売所の販売額も平成27年度目標額の125億円を超える129億円を達成している。

(2) 米・米粉について

米については、大分県米消費拡大推進協議会が中心になって消費拡大に取り組んでおり、小学5年生を対象にお米に関する学習教材「お米ノート」を配付するとともに、米飯給食の技術向上研修会を開催するなどしている。その結果、学校での米飯給食は、平成24年5月現在で週に3.1回と定着し、その全てに県産米が使用されるようになった。

米粉については、平成22年度に県の支援により民間企業が米粉の製粉施設を建設し、県産米粉の生産流通体制が整備された。また、一般消費者に対しては、米粉の創作料理コンテストやレシピの配付、研修会の開催、料理教室への県産米粉の提供などを通じて、認知度の向上とともに消費拡大を推進している。その結果、学校給食に米粉パンを月1回提供できるようになったほか、一般量販店で県産米粉を販売するようになった。しかしながら、米粉の販売価格が小麦粉に比べて割高なため、単価の圧縮のほか、新商品開発にも取り組むこととしている。

(3) 乾しいたけについて

7月7日の「乾しいたけの日」などのイベントを通じて消費拡大を図っているほか、高校生等を対象とした料理教室やしいたけ料理コンクールの開催、由布院温泉旅館組合と連携した乾しいたけのメニュー化等に取り組んでいる。

これらの取組の結果、学校給食における乾しいたけの利用が進んでいるほか、トレーサビリティシステム（いつ作られ、どのような経路で届いたかなどの履歴を明らかにする制度）による安全安心な県産乾しいたけの提供が可能となっている。

(4) 畜産関係について

牛肉については、平成20年度からおおいた豊後牛の取扱認定店と連携した県内キャンペーンの実施などにより、消費拡大を図ってきた。その成果として、おおいた豊後牛の県内取扱認定店舗数が、平成19年度末の65店舗から、平成25年度の11月末では144店舗と、大幅な増加をみせている。

豚肉では、竹田市の生産者が竹田市内の小中学校に県産豚肉2,000人分、120kgを無償提供するとともに、養豚についての勉強会を開催するなど、子どもたちを対象とした食育活動を実施している。また、11月29日の「いい肉の日」には、県産豚肉の無料配付やラジオでのPRなどを通じて消費拡大に努めている。

牛乳・乳製品については、牛乳普及推進協議会と連携して、栄養士による食育活動、セミナーやシンポジウム、料理教室を通じて、広く消費拡大を訴えている。

鶏卵・鶏肉は、大分県養鶏協会と連携したイベントを実施するとともに、平成26年3月におおいた冠地どりの消費拡大イベントを実施するなど、一般消費者に対する呼びかけを行っている。

(5) 狩猟肉について

狩猟肉、いわゆるジビエについては、学校給食調理場会議などを通じて、学校給食への活用に向けたPRを行っている。平成25年1月には、捕獲から解体、販売までの連携強化を目的とした大分狩猟肉文化振興協議会が設立され、県産狩猟肉の販路開拓、処理技術等の向上に向けた取組を推進している。

この結果、中津市や佐伯市内の小学校の給食に継続的に狩猟肉が利用されるようになったほか、亀の井別荘での加工品販売や首都圏を中心に県外への販路が拡大しつつある。

(6) 水産物について

水産物については、学校給食会と連携し、県産魚を使用した商品開発と普及に努め、ハモつみれ団子、ブリかつなど、これまでに23商品が開発された。

また、平成25年度は、県産魚加工品の病院・福祉施設等での利用促進策の検討を県栄養士会に委託して実施し、その結果、県産魚を利用したブリ中落ち、ブリそばろ、アジフライの3商品の利用促進を図っていくこととなった。一方、施設栄養士への県産魚利用に関するアンケートを通じて、施設では保管場所や一度に利用する量も少ないため、現在の内容量が多すぎるなどの問題点が明確となった。今後も県産魚を使用した商品開発を進め、学校や福祉施設等での利用促進を図っていく。

(7) 県産材について

県産材の普及促進のため、公共建築物の木造化に対する支援、木造住宅の梁・桁を外材から地域材に切り替える取組に対する支援などを行っている。この取組の結果、県内の公共建築物における地域材の利用量は、平成25年度で1,912m³であり、また木造化、内装木質化率は74%となっている。今後は、民間を含めた大規模建築物の木造化、木質化の推進や今後増加が見込まれるリフォームへの地域材の利用拡大に取り組んでいくこととしている。

IV 子育て環境の整備について

1 小児医療体制の整備について

(1) 小児医療体制の現状について

平成22年の厚生労働省調査によると、県全体の小児科医師数は149人となっている。また、15歳未満人口10万人当たりの小児科医師数は95.7人で全国平均の94.4人を上回る数字であるが、都道府県別で比較すると全国20位、九州では4位となっている。しかしながら、二次医療圏では、東部医療圏及び中部医療圏以外の地域は全国平均を下回っており、地域偏在が顕著となっている。

そこで、県では、この限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するために、地域の医療機能の適切な分化・連携を進めている。

まず、子どもの急変時対応等について相談・支援体制の充実が求められていることから、小児救急電話相談事業を、大分県小児科医会と連携して実施している。次に日常的な一般小児医療については、地域の診療所や一般小児科病院が担う一方、在宅当番医制や輪番制等により、休日や夜間における小児初期救急患者の受け入れが行われている。県は、こうした医療機関に対する支援を行っている。

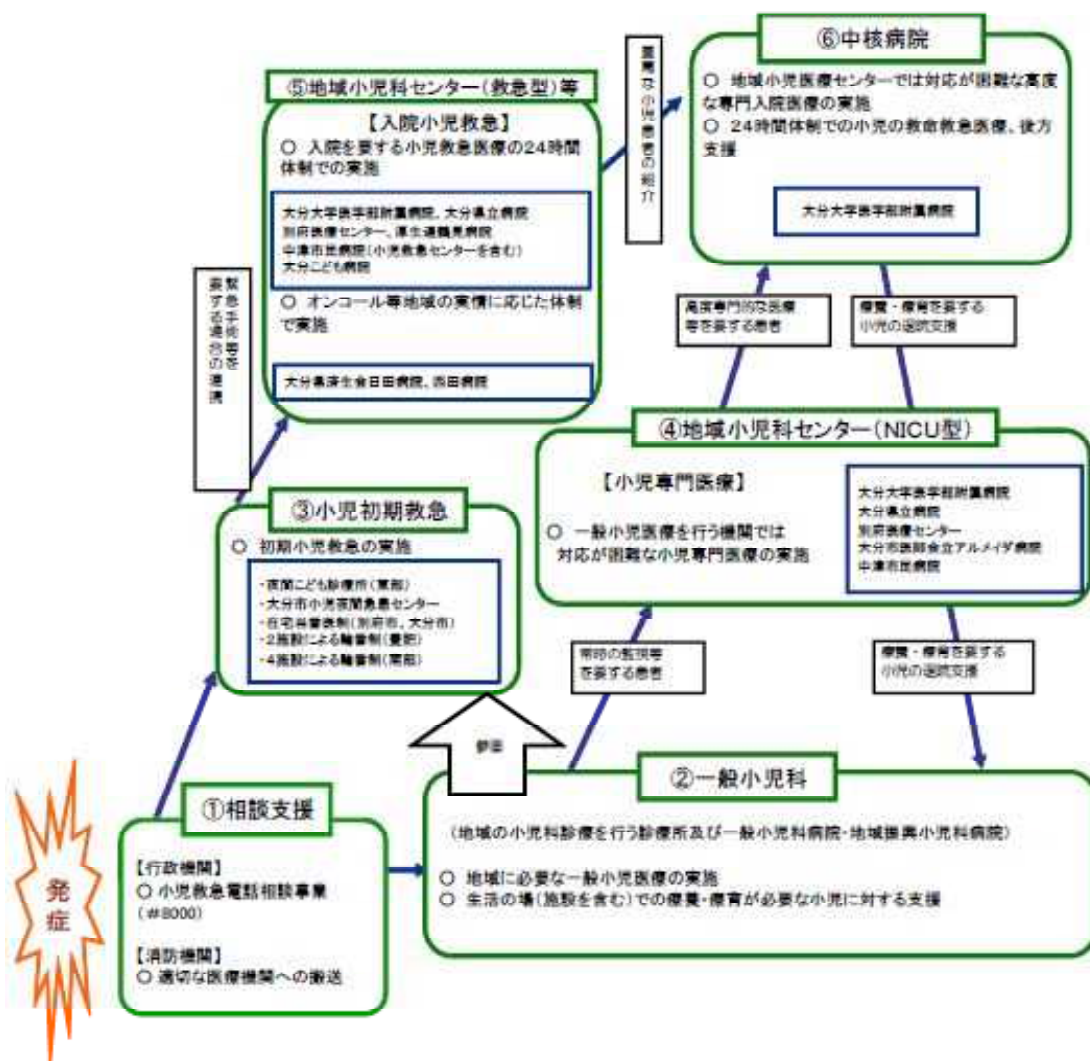
また資料1のとおり、一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な小児専門医療を実施する地域小児科センター（NICU型）、入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施する地域小児科センター（救急型）等、これらの施設でも対応困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施する中核病院を指定している。

この他、小児を含む救急医療については、平成24年10月、県独自のドクターヘリの運航を開始し、広域救急医療体制を充実している。

(2) 課題と対策について

小児救急を取り巻く環境は、保護者の医療現場の理解不足や、小児科医不足等により大変厳しく、小児科医師の献身的な就労実態によって支えられているのが現状である。そのため、県では、小児科医の疲弊やモチベーションの低下、いわゆる時間外受診の増加に歯止めを掛けることを喫緊の課題ととらえ、小児救急電話相談などを行っている。

さらに、地域医療を担う小児科医等の確保対策として、大分大学医学部の地域枠入学者に対する修学資金の貸与のほか、県独自の取組として「おおいた地域医療支援システム構築事業」を大分大学に委託し、地域中核病院で診察する小児科・産婦人科の後期研修医等を、大学の教授が巡回指導することにより、後方支援等を行っている。



(3) 他県における取組について

本委員会では、新潟県議会を県外事務調査のため訪問し、同県における医師不足対策の取組について調査した。

同県は、10万人当たり医師数195.1人(平成24年末現在)と全国第42位となっており、医師不足が深刻化している。そのため、その対策として、医師数増加対策、勤務医負担軽減対策の2本立てで事業を実施している。

医師数増加対策としては、民間医師紹介業活用促進事業(医師紹介業者を活用して医師を雇用した際に係る手数料への助成)等、勤務医負担軽減対策としては、女性医師子育てサポート事業(子どもの一時預かりサービス)等を行っている。

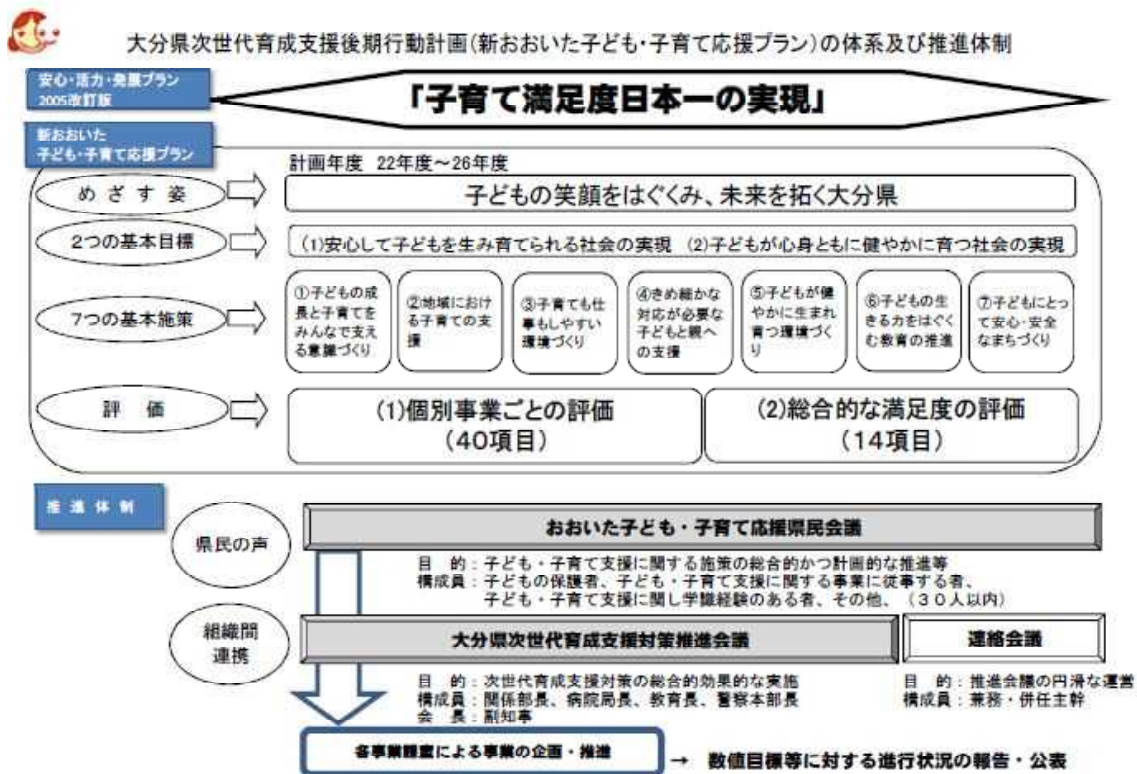
また、相談窓口を設けることで女性医師の復職支援を行っているほか、県内高校に医歯薬コースを設けることで長期的な取組として医師の養成を行う等してい

る。

2 子育て満足度日本一の達成状況について

新おおいた子ども・子育て応援プランは、子どもの笑顔を育み、未来を開く大分県をめざす姿とし、安心して子どもを産み育てられる社会の実現と子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現の2つを基本目標に、7つの基本施策に沿って、資料2のような取組を進めている。

資料2



この取組の評価は、40項目の個別事業ごとの評価と、14項目の総合的な満足度の評価により行うこととなっている。

まず個別事業ごとの評価では、計画策定時の平成21年3月時点と比較すると、平成25年3月の実績は、31項目で上回っており、そのうち17項目については、平成26年度の目標値を上回っていたが、不登校児童生徒の割合等3項目は、下回っていた。

一方、総合的な満足度の評価では、25～29歳女性の就業率を初めとする6項目で上回り、特に6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間は、前回調査では36分で全国で最下位であったものが、時間数で1時間26分と50分も伸びたほか、全国順位も7位となったが、合計特殊出生率等の2項目について

は、下回った。

このような計画の進捗状況も踏まえ、県では下記のように現状と課題を捉えると同時に、それに対応した取組を行っている。

(1) 現状と課題について

(ア) 核家族化や都市化の進行により、地域のつながりが希薄化するとともに、家庭や地域の子育て力が低下しており、子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備や子育て世帯の精神的・経済的負担の軽減が引き続き求められている。また、共働き世帯の増加等を背景に、待機児童数は増加傾向にあり、「待機児童ゼロ」に向けた保育環境の整備や地域の子育て力の強化が必要になっている。

(イ) 児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、さらなる相談機能の充実や関係機関の連携強化が求められている。さらに、虐待経験などに起因した情緒障がいや有する子どもも増加しているため、適切なケアが受けられる体制の整備に取り組む必要がある。また、発達障がいについては、引き続き早期発見・早期支援が、ひとり親家庭に対しては、より安定した生活を送れるような就業支援が必要となっている。

(ウ) 未婚化、晩婚・晩産化が進行する中、不妊に悩む夫婦が増加しており、若者に対する妊娠や不妊に関する知識の普及啓発が重要になっている。また、不妊に悩む方の中には精神的な面において問題を抱える方も多く、専門家による心理的サポートも必要となっている。

(2) 主な対策について

(ア) 次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

- ・にこにこ保育支援事業や子ども医療費助成事業、「いつでも子育てほっとライン」の相談体制など、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減に向けた支援を引き続き推進
- ・「待機児童ゼロ」に向けて、市町村と連携した保育所や認定こども園の整備の加速化、保育士等の人材養成・確保等
- ・病気などで保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育等、多様できめ細かい保育サービスの充実
- ・子育て情報の発信機能や地域子育て支援拠点の機能の強化
- ・放課後児童クラブへの支援を推進
- ・「子育て満足度日本一」の実現に向けた取組を一層推進するため、「新おおい

た子ども・子育て応援プラン」を見直し、新たな計画を策定

(イ) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

- ・情緒障がい児に対するケア体制の充実
- ・児童虐待の未然防止のため、要保護児童対策地域協議会の機能強化の推進
- ・発達障がい児に必要な早期相談支援体制の充実と療育体制の整備・強化
- ・ひとり親家庭の親の採用に積極的な企業の募集・開拓等による就労支援

(ウ) 安心して子どもを生み育てられる保健・医療の充実

- ・不妊に関する心理相談の実施による不妊専門相談センターの機能強化
- ・若者などに対し不妊に関する知識の普及・啓発

(3) 他県における取組について

本委員会では、秋田県議会を県外事務調査のため訪問し、同県における少子化対策の取組状況を調査した。

同県では少子化の克服に向け、市町村が裁量を発揮して行う事業に対し、交付金事業として年間3億円を交付。また、民間企業に対しても少子化対策基金を原資とし、その取組に対して助成を行っている。

その結果、市町村の実情に応じた独自の取組がみられたほか、総合的な少子化対策に取り組むための組織の設置や計画策定の動きが出るなどの効果があった。

3 児童虐待の防止について

(1) 児童虐待の現状について

(ア) 児童相談件数の推移

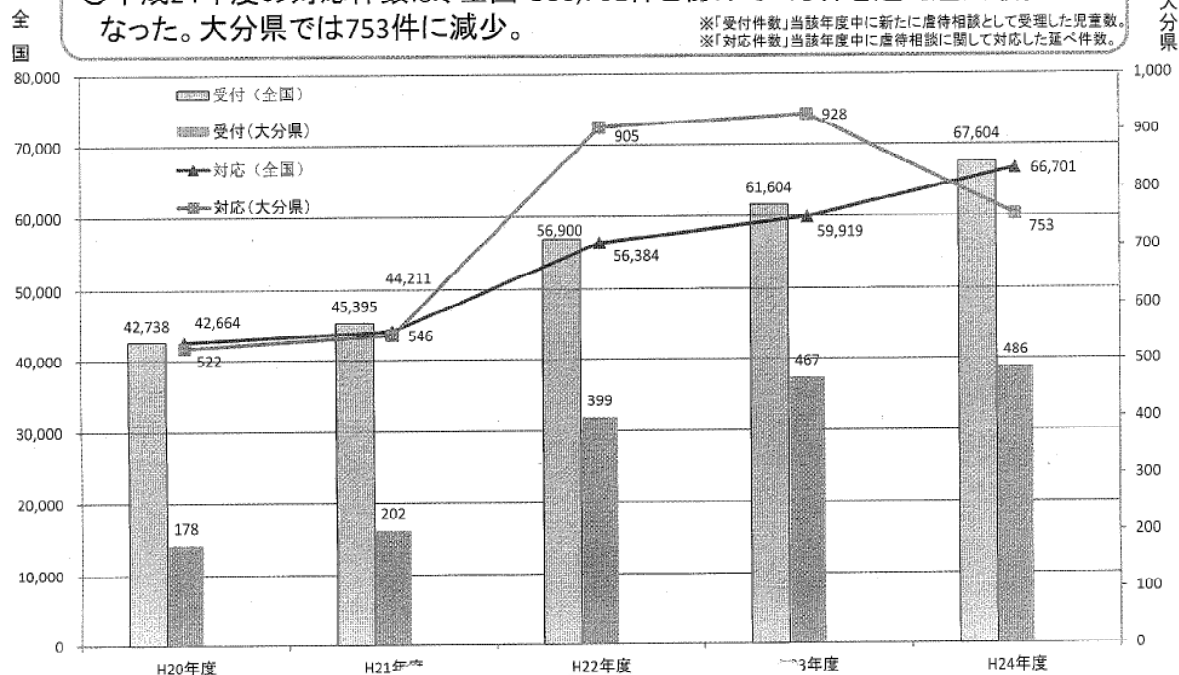
児童相談所が受理した児童相談受付件数（当該年度中に新たに虐待相談として受理した児童数）は、平成20年度以降、全国、本県とも増加傾向にある。

一方、対応件数（当該年度中に虐待相談に関して対応した延べ件数）は、平成24年度は全国で66,701件と初めて6万件を超え過去最多となったが、本県では753件と平成23年度に比べ減少した。これは、一義的な相談窓口である市町村の児童虐待への早期発見、早期対応の徹底が図られたことにより、従来児童相談所に対応していたケースの一部が市町村で対応するようになったことに起因するものと考えられる（資料3）。

児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待相談件数の年度別推移（全国・大分県）

- 受付件数は全国、大分県ともに増加傾向。
 ○平成24年度の対応件数は、全国で66,701件と初めて6万件を超え過去最多となった。大分県では753件に減少。



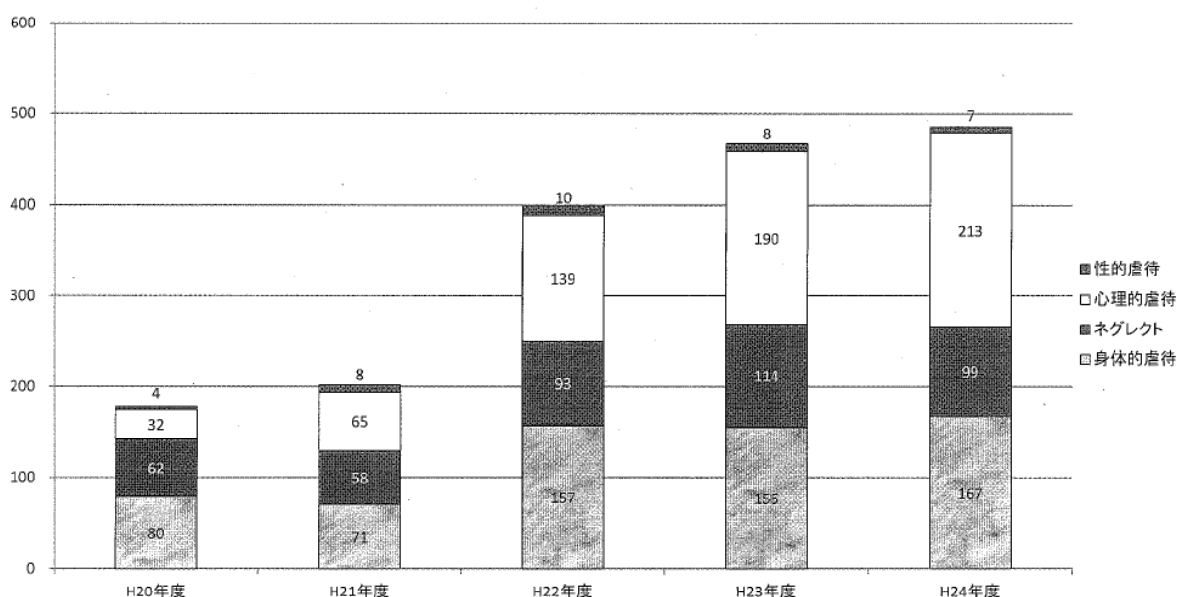
（イ）虐待種別の推移

虐待種別ごとの件数をみると、平成22年度までは、身体的虐待が割的に最も多かったものの、平成23年度以降は心理的虐待が増加し、順位が逆転している（資料4）。

児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待相談受付件数（虐待種別／大分県）

- 近年は「心理的虐待」（DV目撃等）が増加している（H24:44%）。
- 平成23年度に「身体的虐待」と「心理的虐待」の順位が逆転。



（２）児童虐待の防止に向けた取組について

県では児童虐待の防止に向けた取組として、下記のような取組を行っている。

（ア）児童虐待の未然防止

①「いつでも子育てほっとライン」の実施

当事業は、子育て中の不安や悩みを軽減し、児童虐待を未然に防止するため平成22年度に開設したもので、24時間365日、子どもと子育てに関する様々な電話相談に応じている。

平成24年度の相談件数は、開設した平成22年度の2.3倍に当たる3,011件となっており、このうち母親からの相談が全体の9割を占め、育児・しつけに関することが全体の43%などとなっている。このことから、子育てに関する身近な相談相手がなく、孤立感を抱える母親が多数いることが窺える。

こうした現状を受け、平成23年度からはフリーダイヤル化を図るとともに、平成24年度からは電話相談員を10人から12人に増員し、夜間の相談体制を強化している。

②「おおいた妊娠ヘルプセンター」の運営

虐待のリスク要因ともなる望まない妊娠等に悩む人が1人で抱え込み、孤立化するのを防ぐため、専任の助産師が電話やメールで相談に応じるとともに、産婦人科医師による面接を行っている。

③家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）の促進

子育てに不安や悩みを抱えながら未就学児を育てている家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが週に1回2時間の訪問を4回程度行い、ゆっくり話を聞き、不安や悩みを受け止め、一緒に家事や育児を行う協働活動。県は、平成24年度から運営団体の立ち上げやスタッフの研修等を支援している（7市町で7団体が活動中）。

(イ) 児童虐待の早期発見・早期対応

①市町村に対する支援

児童相談等の一義的な相談窓口である市町村に対して、専門研修や実務研修等の研修事業を実施するほか、実務においても、虐待事案や非行ケース等の共同管理や個別ケースにおける連携した対応を行っている。具体的には次のとおりである。

- ・児童相談対応力強化事業として、市町村の児童相談担当職員を児童相談所に受け入れて実習研修を行うほか、市町村が開催する研修会への講師の派遣等を行っている。
- ・市町村要保護児童対策地域協議会実務者会議に児童相談所職員が参加し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため学校、病院等の関係機関との情報の共有化に努めている。また平成24年度からは、関係機関で共通の台帳を作成し、個別ケースの進行管理を行うための定期連絡会議を市町村ごとに毎月開催している。
- ・虐待対応スキルの向上と自治体間の連携を図るため、市町村との人事交流を行っている。

②警察との連携

県警本部少年課と児童相談所による定期連絡会議を年2回開催するなど、虐待対応における連携のあり方について意識の共有化を図るほか、市町村の定期連絡会議においてケースの共同管理や個別ケースの支援にも協力して対応している。

③児童相談所の機能強化

児童虐待を初めとする相談件数の増加に的確に対応するため、児童福祉司の増員や児童心理司の正規職員化を図っている。

(ウ) 要保護児童へのアフターケア

①「児童アフターケアセンターおおいた」の設置

親からの経済的、精神的支援を受けることが難しい児童養護施設等の退所者に対し、生活や就業に関する相談に応じ、社会的自立の促進を図ることを目的に平成23年度に九州で初めて設置。平成25年度には支援員を2名増員して5名体制とし、伴走型の個別的・専門的な支援を行っている。

②自立援助ホームへの支援

児童養護施設等を退所後、すぐには自立、あるいは家庭復帰できない子どもの生活の場を確保し、生活指導・就労指導を行う施設。入所児童が、就職し、収入を得るまでの一定期間、生活費等を助成している。

③児童養護施設の支援体制の充実

9つある児童養護施設のケア形態の小規模化や被虐待児などに個別に対応する個別対応職員等の配置を進めるとともに、施設職員への研修を実施するなど支援体制の強化を図っている。

また、平成25年度から6施設で就労及び自立を支援するための職業指導員を配置し、退所児童等に対するアフターケアへの取組の強化を図っている。

V 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

1 買い物弱者対策について

平成22年5月に経済産業省が全国60歳以上の男女3千人にアンケート調査し、食料品等の日常の買い物が不便と感じている人は、全国に約600万人程度存在するという調査結果が発表された。

本県では、この結果を受けて平成23年7月から8月にかけて小規模集落の区長563名を調査対象とするアンケート調査を実施し、338名の区長から回答を得た結果、78.5%の集落で過疎・高齢化の進行や小売業の廃業により、日常の買い物が不便と感じていることが判明したことから、県では買い物弱者対策の取組を始めた。

具体的には、小規模集落や山村・離島地域などにおいて、次の3つの要件を満たす取組に対して支援を行っている。1つ目は、自治会と移動販売事業者など複数の事業者が連携すること、2つ目は、地域の関係者が参加する地域調整会議において承認されたもの、3つ目は、一定期間持続可能な取組であることである。

補助対象は、取組の立ち上げに必要な初期投資経費となっており、移動販売車の購入経費や、食材等を一時保管する冷蔵庫の購入経費等とし、補助率は4分の3であるが、地域住民に対する生活支援の観点から、市町村負担を8分の1以上求めている。なお、人件費や燃料代等の事業運営にかかる経費については、対象外としている。

平成24年度は、この補助制度を活用して九重町で5地区76世帯186人を対象に、高齢者の見守りも兼ねた移動販売サービスが週1回提供されることになった。また、豊後大野市では11地区116世帯289人を対象に、農林産物等の集荷等を兼ねた移動販売サービスが、週2回提供されることになった。

平成25年度は、国東市武蔵町で8地区324世帯906人を対象に高齢者の見守りも兼ねた移動販売サービスが週2回提供され、同じく安岐町では、2地区110世帯300人を対象に移動販売サービスが週2回提供された。また、佐伯市宇目町では、5地区50世帯124人を対象に、宅配サービスが利用可能となった。平成26年度は、5市で事業化される見込み。

2 障がい児への支援について

県内の心身に障がいのある児童の人数は、その実数を正確に把握することは困難であるが、18歳未満の身体障害者手帳の交付者数と、知的障がい児及び発達障がい児の推計値を合計して、約1万4,700人と推計されている。

こうした障がい児に対する支援は、資料5のように、児童福祉法による支援と障害者総合支援法による支援を組み合わせ提供されている。

資料5

障がい児を支援する施設・事業等の現状

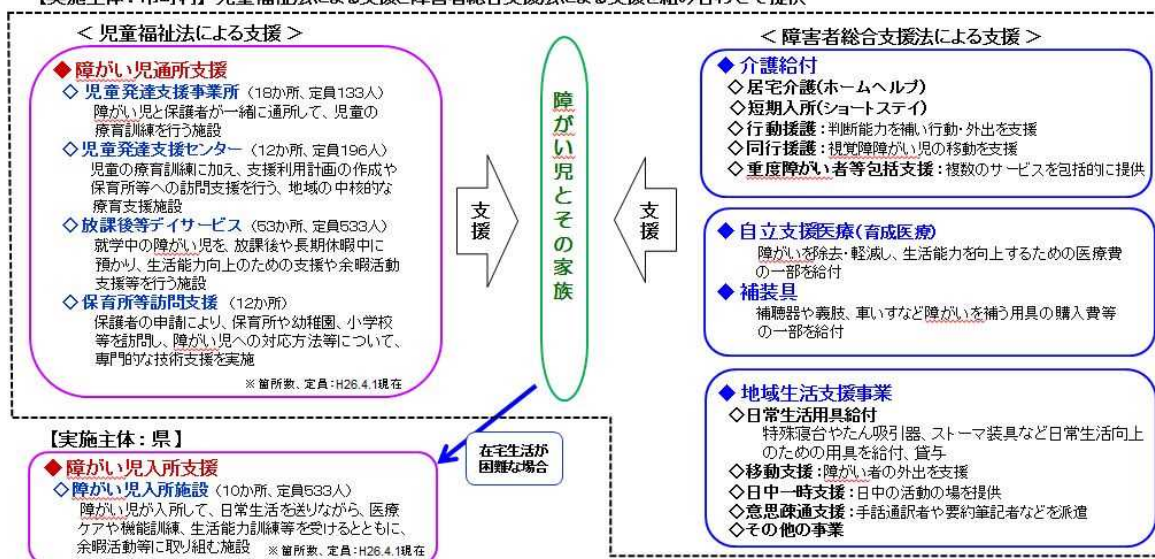
■障がい児数■

- 身体障がい：身体障がい者手帳交付者のうち、18歳未満の者 899人（H26.3.31現在）
- 知的障がい：18歳未満人口の1% 約1,800人（H25.10.1現在）
- 発達障がい：18歳未満人口の6.5% 約12,000人（H25.10.1現在）

} 約14,700人

※6.5%：H24年文部科学省委託調査結果（通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒の割合）

【実施主体：市町村】児童福祉法による支援と障害者総合支援法による支援を組み合わせ提供



児童福祉法による支援は、障がい児通所支援と障がい児入所支援に大別される。

障がい児通所支援としては、障がい児と保護者が一緒に通所して児童の療育訓練を行う児童発達支援事業所や、地域の中核的な施設として、児童の療育訓練に加え、支援利用計画を作成したり保育所などへの訪問支援を行う児童発達支援センター等、また入所支援としては、障がい児が入所して、日常生活を送りながら、医療ケアや機能訓練、生活能力訓練等を受けるとともに、余暇活動等に取り組む施設として、障がい児入所施設による支援を実施している。

また、障害者総合支援法による支援としては、保護者の介護負担を軽減するための居宅介護等の介護給付や、各市町村が地域の障がい児のニーズや実情を踏まえ、日常生活用具の給付や移動支援等、柔軟な事業形態で各種支援サービスを実施する地域生活支援事業等を行っている。

これら各種支援を提供するに当たっては、障がい児の成長に応じて、それまでの支援を踏まえた一貫した支援が提供される必要があり、県ではその整備を行うと同時に、支援ファイルの活用を推進している。

支援ファイルとは、障がい児が受けた健診の結果や支援サービスの記録などをつづったファイルを、新たに支援することとなった機関に伝えることにより、一貫した支援が受けられるようにするものであり、平成25年度までに15市町が作成し、障がい児の保護者に配付、活用を進めているところである。

一方、近年注目されている発達障がい児は、コミュニケーション能力に障がいがあり、対人関係がうまくいかないために、生活する上でさまざまな困難を抱える場面が多くなっている。

この発達障がいは、乳幼児の間にできるだけ早く障がいを発見して、社会適応訓練などの適切な療育を受ければ、集団生活を送れるようになると言われている。しかし、知的の遅れがない発達障がい児については、これまで市町村が行ってきた1歳6カ月健診や3歳児健診では発見されにくく、小学校入学後に集団生活ができなかったり、同級生からのいじめや不登校などの二次障がい起きるといった問題がある。

このため、県では、就学前の5歳の段階で、発達障がいを発見するための健診や相談会の実施を市町村に呼びかけるとともに、平成24年度からは、大分大学医学部附属病院の小児科専門医を、市町村に派遣する事業を実施してきた。その結果、平成26年度には、15市町で、専門の医師による5歳児健診等が実施されるようになったが、県下の半数以上の児童が居住する大分市と別府市では今のところ実施されていないため、県下全域における体制の整備に向け、両市との協議を続ける方針となっている。

さらに、障がいが早期に発見された児童には、集団適応能力の向上を図るための療育訓練が必要となるが、こうした機能を有する児童発達支援センターは、県下6つの障がい福祉圏域のうち、西部、豊肥、南部の3圏域には1カ所もない状況であった。そこで、県において、児童発達支援センターの設置を推進する事業を実施した結果、平成26年4月には県下全域に設置されたところである（資料6）。

今後は、児童発達支援センターを中核として、障がい児支援にかかわる関係機関が連携して、障がい児とその家族を地域で支えるネットワークの強化を図るとともに、適切な発達支援や教育が受けられる体制づくりを進めて行くこととしている。

発達障がい児の早期発見・早期療育体制の整備

発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいなど、脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの

→ コミュニケーション能力に障がいがあり、対人関係がうまくいかないため、生活する上で様々な困難を抱える場面が多くなる。

1 早期発見体制の整備

知的の遅れがない発達障がい児は、1歳6か月健診や3歳児健診では発見されにくく、小学校入学後に、集団生活ができなかったり、いじめや不登校などの二次障がいがかかる場合がある。

就学前に発達障がいを発見するための5歳児健診や発達相談会が有効

＜県＞H24年度～市町村に実施を呼びかけるとともに「推進事業」により市町村を支援

平成26年度 5歳児健診等実施：15市町
(未実施：大分市、別府市、姫島村)

【県の推進事業】
5歳児健診等を実施する市町村に大分大学の専門医師を派遣
10市町（日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町）

【市町の独自事業】
地域の専門医師に依頼し5歳児健診等を実施
5市町（中津市、臼杵市、宇佐市、日出町、玖珠町）

2 早期療育体制の整備

早期発見後、地域で療育訓練や保護者の相談を受ける児童発達支援センターがない圏域があった。
※県内6圏域のうち3圏域（西部、豊肥、南部）

＜県＞H25年度発達障がいに対応できるセンター設置を進める「整備事業」を実施

センターが集中している中部圏域を除く5圏域に、発達障がいに対応できるセンターが新たに設置された。

発見から療育へ

児童発達支援センター設置状況（H26.4.1）

圏域	所在地	施設名称	定員(人)
中部	大分市	大分こども発達支援センター つばき学園	30
		こじか園	20
		こども発達支援センター もも	16
		博愛児童発達支援センター	15
東部	臼杵市	児童発達支援センター めぐみ	15
	別府市	ひばり園	30
北部	日出町	みのり学園 児童発達支援センター「プリンちゃん」	10
	中津市	つくし園 医療型児童発達センター	30
西部	宇佐市	児童発達支援センター どんぐり	10
	日田市	児童発達支援センター びんと	10
南部	豊肥	豊後大野市 こども発達支援センター なごみ園	5
	佐伯市	つばみ	5
合計		12か所	196

3 インクルーシブ教育システムについて

インクルーシブ教育システムとは、国連の「障害者の権利に関する条約」の第24条に示された、障がい者を包容する教育制度のことであり、定義として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。

第24条の要点は、

- (ア) 障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること
 - (イ) 障がい者が障がいを理由として一般的な教育制度から排除されないこと
 - (ウ) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること
- 等となっている。

(1) インクルーシブ教育システムの推進状況について

文部科学省の中央教育審議会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求しつつ、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに最も的確に答える小、中学校の通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な学びの場

を用意しておくことが必要と提言している。

こうした考えに基づく本県における学びの場の設置状況は、資料7のとおりであり、通級による指導においては、市町村教育委員会の要望も踏まえ、特に発達障がいのある児童生徒のための教室を小、中学校とも増設している。

資料7

本県における多様な学びの場の設置状況等

学校基本調査結果速報より（平成26年5月1日現在）

公立小学校	公立中学校	公立高等学校	県立特別支援学校
287校 59,814名	134校 30,882名	48校 23,983名	16校 1,173名
通常の学級 58,505名	通常の学級 30,398名	通常の学級 23,983名	幼稚部 13名
通級による指導 44教室 303名	通級による指導 8教室 24名	/	小学部 334名
特別支援学級 341学級 1,006名	特別支援学級 159学級 460名		中学部 313名
			高等部 513名

交流及び共同学習の実施は、児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むという意義があり、県内全ての特別支援学校で取り組んでいるところである。

また、子どもの居住地にある小、中学校の通常授業や学校行事に参加し、小、中学生とともに学習する居住地校交流の機会を確保している児童生徒もあり、それぞれ資料8のような実施状況となっている。

【県立特別支援学校（16校）の実施状況】

形態等 学部	地域の学校との交流 (学校間交流)		居住地の学校の教育活動への参加 (居住地校交流)	
	実施校数	参加率	実施校数	参加率
小学部	16校	97.3%	13校	35.0%
中学部	15校	86.0%	12校	13.7%
高等部	15校	89.2%	0校	0%

(2) 今後の課題

今後取り組むべき課題として、下記の4項目をあげている。

- (ア) 障がいに関する学校関係者の理解促進
- (イ) 専門性のある指導体制の確立
- (ウ) 障がいのある子どもの状態を踏まえた施設整備の提供
- (エ) 移動等に必要な人員の確保

4項目は、「障害者の権利に関する条約」第24条に規定する「個人に必要とされる合理的配慮の提供」にあたる。

合理的配慮とは、障がいのある子どもが、ほかの子どもと平等に教育を受ける権利を享有、行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。一方、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

ただし、本人及び保護者の教育的ニーズは一人一人の障がいの状態や程度によって異なるため、合理的配慮提供に至るまでの流れの検討、好事例の蓄積などに取り組む必要がある。

なお、県は平成26年度に、多様な学びの場充実モデル実践事業を創設して、合理的配慮の内容に関する事例検討に取り組んでいる。

〔提 言〕

これまでの調査を踏まえ、本委員会は個々の付託事件について、次のとおり提言する。

I 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について

1 世界農業遺産の取組について

(1) 世界農業遺産の次世代への継承について

福島第一原発事故以来、風評被害等による乾しいたけの価格低迷によって生産者の生産意欲は減退しており、生産者の高齢化の影響もあって、廃業する農家の増加が心配されている。世界農業遺産を次世代に継承するためには、クヌギ林という森林資源が、しいたけという付加価値の高い食料を生み出すシステムを維持することが重要である。そのためには、農家の経営基盤強化や後継者育成が必要であり、引き続き乾しいたけの価格対策等の取組を強化しなければならない。

県外事務調査を行った新潟県佐渡市においては、環境保全に努める一方、農家の所得向上にも努めており、県としてもこのような取組を参考にする必要がある。

(2) 世界農業遺産の情報発信について

国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことや、その素晴らしさを県内外に情報発信することも重要である。世界農業遺産の認定に伴い、国内外の知名度が高まることにより、作物のブランド力の向上につながることを期待されるとともに、それまでは「発展から取り残され、古くて役に立たない」と否定的にとらえられていた農業技術やその文化が、世界的な評価を与えられることで、農家や地域住民の自信や誇り、やる気を引き起こすことにつながる。

したがって、県としては、県内外における認知度と評価を高めるため、積極的な情報発信を行う必要がある。

II 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について

1 大分県新環境基本計画及び環境教育について

(1) 環境保全活動について

環境保全活動は、社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動の理解や、立場の尊重、また適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりに結びついていくものとする。

本県においては、平成25年に、身の回りのごみ問題から地域の環境保全、さ

らには地球温暖化問題までを考え、行動する「ごみゼロおおいた作戦」が10周年を迎えたが、今後ともこのような県民の自主的活動を支援していくことが必要である。

また、大分県新環境基本計画に定められた政策の推進にあたっては、その目標が多岐にわたることから、部局横断的・総合的に進めていかなければならない。例えば、河川・海岸の環境保全活動とあわせて生活排水対策も充実させることにより豊かな水環境の創出を図るなど、こういった取組を引き続き進め、連携を図っていく必要がある。

(2) 環境教育について

環境問題に対する県民意識の醸成を図るためには、特に地域や家庭における環境教育を活性化させる必要がある。住民の意識を上げていくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用することで特色ある環境教育を展開し、多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切である。近年では太陽光発電や地熱発電といったクリーンエネルギーの開発が進んでおり、この恵まれた環境資源を活用した環境教育を実施することにより、クリーンエネルギー導入に向けた気運も併せて高めることができると考えるので、この対応について検討を求めるところである。

Ⅲ 多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化について

1 グリーンツーリズムの推進に向けた現状と課題について

(1) 地域資源の活用について

グリーンツーリズムは、いわゆる地域活性化の1つの手法である。例えば山村地域では、森林資源を体験学習として活用することや、学校跡地を活用することが可能である。その点において、まず現地に通じた地元市町村が、熱意を持って地域資源の掘り起こしを行うことが必要であり、県にはその支援が求められている。

また、平成25年に世界農業遺産に認定された農林水産循環システムを活用したグリーンツーリズムを検討する必要もある。

(2) 宿泊者数増に向けた取組について

修学旅行の受け入れ者数の増加とともに、グリーンツーリズムの宿泊者数が増加している。しかし、修学旅行時期以外の受け入れ増を図る必要があり、そのた

めには一般利用客の声を反映する仕組みの構築等によってリピーターを確保することが重要である。

県外事務調査を行った新潟市で見られた、相互理解の信頼関係を築くことで長期的に食材を購入したり、気軽に農家に遊びに行ける、もう一つの実家を創るような取組も、参考にしてはどうかと考える。

また、大規模校の受け入れにも対応できるよう、受け入れ農家の参入拡大を図る必要もある。県においては、インターン制の導入によって加入促進を図っているが、採算性の問題から参入に躊躇する農家もある。よって、モデルケースを示したり、経営指導を行うことで農家の不安を取り除いていく必要がある。

2 ジオパークの認定について

平成25年9月24日、研究者らで作る日本ジオパーク委員会で、豊後大野市と姫島村が「日本ジオパーク」に認定された。

これは行政と民間団体など地域が一丸となって取り組んだ成果であるが、この認定がそのまま地域の活性化につながるわけではないため、今回の認定をスタート地点とし、ジオパークの磨き上げに努めると同時に、積極的に地域振興に活用していく観点から、次のとおり提言する。

(1) ジオガイドの育成について

県内外からのジオパークへの誘客においては、ジオサイトの魅力を分かりやすく解説できるジオガイドの育成が重要である。ジオガイドの育成は既に県や自治体も力を入れているが、さらに学術研究者にも対応できる専門的知識を持ったガイドの育成や、事務局スタッフへの採用を検討する必要がある。県外事務調査を行った秋田県八峰白神ジオパークでは、巡検を行う研究者より詳しくなることが困難であり、ガイドの育成内容が課題の1つになっている。そこで、新潟大学の研究者を協議会の非常勤スタッフとしているとのことであった。

本県におけるジオサイトストーリーの構築など、今後のジオパークの魅力向上を図るためには、継続的な学術研究が必要であり、そのためにも巡検を行う研究者の受け入れ体制の整備が必要である。

(2) 県内観光地等との連携について

今回の認定の効果を地元のみ留めるのではなく、県全体に波及効果をもたらすような取組を行わなければならない。例えば別府、湯布院等既存の観光地やグリーンツーリズムと組み合わせる等の新しい観光商品を開発し、他市町の住民にジオサイトへの関心を持ってもらうとともに、各地域にある地質遺産も観光や教

育に生かすことを検討する必要がある。

(3) 景観保全の取組強化について

ジオパークとして評価を受けた珍しい地質や地形を保全するため、景観条例の制定や景観計画の策定を進めることが重要である。いかに優れたジオパークであっても、周辺景観と不調和な建築物等が乱立しては、その価値を損いかねないことから、条例等の制定によって法的な整備を行い、貴重な地域資源の保護を適切に進める必要がある。

3 地産地消の取組状況について

本県の学校給食の県産食材の使用は、年々増加しており、平成24年度で47.8%である。これは全国でもトップクラスであるが、使用率のさらなる向上のためには、地産地消の取組を引き続き拡大していくことが必要である。

具体的には、埼玉県学校給食会の取組が参考になると思われる。当給食会では、学校給食の米や小麦といった主食だけではなく、副食にも県産品を使用するため、オリジナルの加工品を企画、開発している。例えば納豆、豆腐、味噌、醤油等の大豆製品や肉まん等であり、県産品を使用した加工品48品目のうちそのほとんどを給食会が独自で開発した。本県においても学校給食会と漁協が共同開発したハモつみれ団子等の例があるが、さらに県産食材使用率の向上を図るためには、加工食品の開発を加速、拡大することによって、1年中地元の食べ物が食べられる体制を築くことが必要である。

IV 子育て環境の整備について

1 小児医療体制の整備について

平成22年の厚生労働省調査によると、本県の10万人当たりの小児科医師数は95.7人であり、全国平均の94.4人を超えている。しかしながら、2次医療圏ごとに見た場合、中部、東部地域を除く4地域においては全国平均を下回っており、特に西部地域では46.5人と全国平均の半分にも達していない。

本県においては、医療機能の適切な分化・連携を進めることによって、この限られた医療資源を有効に活用し、質の高い医療の実現を目指している。しかし、杵築、国東地域においては夜間、休日の救急体制が未整備である等、十分な医療サービスが提供されているとは言えない。そのため、この地域偏在の解消が課題であり、現在取り組んでいる大分大学医学部の地域枠のさらなる推進と同時に、市町村や医療機関との協力体制を構築することによって医師不足の解消や、夜間

休日診療の整備等を進めていく必要がある。

また、小児科医の減少に伴う対策として、かかりつけ医の普及や、地域医療の連携を図る必要がある。

なお、県外事務調査を行った新潟県においては、女性医師の復職支援を行っているほか、県内高校に医歯薬コースを設けることで長期的な取組として医師の養成を行っている。本県においても、女性医師の割合は、年々増加していることから（H22年16.9%）、今後は女性の復職支援や、高校生等への啓発活動のさらなる充実を図る必要がある。

2 子育て満足度日本一の達成状況について

（1）子を産み、育てやすい社会環境の醸成について

若年者の平均賃金が低い層ほど、未婚率が高い状況にあることから、若年者の結婚行動には、賃金などの経済的基盤の安定、雇用・キャリアの将来の見通しの有無が影響していると考えられる。さらに、「妊娠や出産に関して重要と思われること」について尋ねたアンケートでは、「夫の家事や育児への参加」との声が多くなっており、夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高いという傾向もみられる。

こうしたことから、若年者の雇用対策や男性の育児参加の促進は重要であり、例えば福祉保健部と商工労働部が連携して雇用促進や職場環境の改善を経済団体に働きかける等、子を産み、育てやすい社会環境の醸成を図る必要がある。

また、県外事務調査を行った秋田県では、県独自の交付金事業等によって市町村や民間企業に少子化対策を促した結果、市町村独自の取組がみられた。このように、子育て満足度日本一には行政はもとより、家庭や企業等、県民総参加で取り組んでいくことが重要である。本県においても、市町村や民間企業に対策を促すような仕組みづくりを検討する必要がある。

（2）不妊対策について

晩婚化や晩産化が進行する中、不妊に悩む夫婦が増加している。県においては治療費の一部助成を行ったり、大分大学医学部に不妊専門相談センターを設置する等の対策を行ってきたが、相談員の増員等によってさらにその充実を図る必要がある。また、若者に、生殖機能や妊娠、不妊に関する正しい知識の普及啓発を行う出前講座を実施しているが、主な対象としている社会人、大学生だけでなく、より若い世代へ対象を広げ、早い段階での意識付けを行う必要がある。

（3）合計特殊出生率の数値目標について

人口減少社会を迎え、本県においても2040年には100万人を下回る95.

5万人にまで減少するという推計があり、その対策が喫緊の課題となっている。県は合計特殊出生率を全国トップレベルに引き上げることを目標としているが、大きな成果を上げるまでに至っておらず、今後は、合計特殊出生率に視点を置いた目標の設定も検討することが必要である。

3 児童虐待について

(1) 関係機関との協力体制構築について

平成24年度の児童虐待の状況は、市町村による児童虐待の早期発見、早期対応の徹底が図られた結果、児童相談所における延べ対応件数は対前年度比で減少した。しかしながら、近年でも虐待が疑われる事例が日常的に発生しており、新たに虐待相談として受け付けた児童数も増加傾向にある。また、心理的虐待に係る相談件数が身体的虐待を上回る等、難しい対応が求められている。

児童虐待の防止対策としては、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が重要とされる。そのため、県としては市町村ごとに関係者が集まる要保護児童対策地域協議会や、県警との連絡会議を行うなど、情報収集や関係機関との連携等を図ってきた。しかし、児童相談所から警察への連絡が遅れたために虐待が継続した事例も発生しており、新たに平成26年3月に策定した警察への情報提供を適切に行うためのガイドラインの活用も含め、これまで以上に緊密な関係機関との協力体制構築を検討する必要がある。

(2) 児童の状況に応じた柔軟な支援について

児童相談所によって一時保護された要保護児童は、基本的には保護者との再統合を目指すべきである。それは、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び児童とともに生活することが、児童にとって最も望ましいからである。

通常のケースでは、要保護児童は心に大きな傷を負っている場合が少なくなく、他者との安定した関係を作ることができない愛着障がいを発症したり、自身が親になったときに我が子を虐待してしまう虐待の世代間連鎖を発生する可能性がある。県では、児童養護施設の充実等によりアフターケアに努めているが、今後ともその取組強化を図ると同時に、虐待の再発が予想される場合には家庭の状況に応じた柔軟な支援、対応が必要である。

(3) 児童虐待の未然防止について

虐待の背景には、望まない妊娠や貧困など複雑な要因がある。そこで重要になってくるのが、親子を社会から孤立させない取組や経済的支援である。

具体的には、例えばひとり親家庭においては、子育てや家事、生計を一人で担っていることが多いため、日常生活で様々な困難や悩みを抱え、心身共に負担が大きくなる傾向にある。そこで「いつでも子育てほっとライン」等の相談窓口の拡充によるきめ細かな相談援助を行うことが必要である。また、就職支援や医療費助成制度等の経済的支援強化によって安定した生活を支援しなければならない。

児童虐待の防止には早期発見・早期対応が重要であるが、未然に防止するための対策が何より大切であり、経済的、社会的弱者を社会全体で支える仕組みづくりを進めていく必要がある。

(4) 心理的虐待への対策検討について

心理的虐待に対する取組も重要である。心理的虐待のうち近年急増しているのは面前DVであり、児童は直接殴る蹴るの暴行を受けるわけではない。しかし、この問題の難しさは、これによりPTSD等の精神障がいを生じる等、深刻な影響を子どもに及ぼすことである。また、目に見える傷が残らないため、警察等で把握しにくいことも問題であることから、現状を踏まえた上で、関係する機関が連携して対応を検討する必要がある。

V 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

1 買い物弱者対策について

地域によっては、近くに小売店がない、交通手段がないといった買い物弱者といわれる人々が存在している。今後、人口減少社会を迎えるにあたっては買い物弱者が増大する事態を想定し、その対策を講じる必要性が出てくる。

経済産業省の報告書によると、中小の小売業者を中心として、小売店の閉店・撤退が始まっており、高齢化の進展と相俟って、買い物に困難を覚える人の問題が更に悪化していくことが懸念されている。

この問題の解決には、基本的にはビジネスベースの取組で対応されることが望ましい。しかしながら人口が少ないなど、ビジネスとして行うことが著しく困難な地域も存在し、その場合には地方自治体が積極的に支援・協力することも重要となる。

県においては、買い物だけではなく、見守りなど集落を維持するための取組を総合的に行う必要があり、今後は、これまでの取組を踏まえ、柔軟な支援制度の検討を行う必要がある。

さらに、補助金が打ち切りとなった途端に支援事業が中止されることがないよ

うに、事業実施にあたっては、市町村と地域住民、及び民間事業者との情報共有や利害調整を通じた持続可能な支援体制とフォローアップを図っていく必要がある。

また、この買い物弱者問題は過疎地のみならず、都市部、中心市街地においても顕在化しており、今後はその空洞化対策も検討する必要がある。

2 障がい児への支援について

県は、国の障害者基本計画を踏まえた障がい児支援の充実を図ってきたが、発達障がいの気づきに有効とされる就学前の5歳児健診等は、大分市、別府市、姫島村において未実施であり、今後はその対策が必要である。

また、障がい児だけではなく、その保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができるようなシステムづくりも重要である。例えば、乳幼児健康診査でスクリーニングされ、心理（発達）相談を紹介される場合の保護者の不安を解消するため、相談しやすい窓口の整備等を心がける必要がある。

なお、障がいの発見等、発見という言葉にマイナスのイメージを持つ県民もいるため、障がい者に配慮した用語の使用等、環境の整備を今後とも継続していく必要がある。

3 インクルーシブ教育システムについて

インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、普段から地域に障がいのいる人がいるということが認知され、障がいのある人と地域住民や保護者との相互理解が得られていることが重要である。また、学校のみならず地域の様々な場面において、どう生活上の支援を行っていくかという観点も必要である。

そのため、健常者の生徒や保護者への啓発の強化を図ることでその理解を進めるだけでなく、地域住民による支援体制を構築する必要がある。

【終わりに】

平成26年5月に日本創成会議が公表した消滅自治体リストによると、地方から大都市への人口流出が今後も続くことを前提として、平成52年までの30年間で、全国で896市町村、うち県内では、11市町村が消滅する可能性があるとされている。

政府ではこのショッキングなデータを受け、「人口減少」と「東京一極集中」の解消に向け、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」を設立し、都道府県や市町村には総合戦略づくりを求める方針を示した。

また、日本創成会議が公表した報告書には、人口減少を食い止めるための基本的な戦略として、若者が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境を作ることや、若者に魅力のある地域拠点都市を中核とした新たな集積構造の構築等を提言している。今回、本委員会が調査してきた付託事件である「子育て環境の整備」や、「地域活性化」は重なる部分が多く、次期大分県長期総合計画の策定においても重要なテーマの一つになると考える。このようなことから、本委員会の調査活動は時宜にかなったものと言え、今後の計画策定等の議論の一助になることを期待するものである。

なお、もう一つの付託事件である「すべての県民が安心して生活できる環境整備」は、社会的、経済的弱者対策という視点から調査を行った。特に、買い物弱者等の小規模集落問題は、緊急かつ的確な対策が必要である。

本委員会では、地方創生の課題でもある「子育て環境の整備」や「社会的経済的弱者対策」、「地域活性化」について調査し、その対策の重要性を改めて痛感したところである。関係部局が徹底した現場主義により、適時的確な地方創生対策を講じていくことを期待し、本委員会の報告としたい。

平成27年3月6日

人と自然の環境・資源対策特別委員会

委員長	守永	信幸
副委員長	三浦	正臣
委員	後藤	政義
委員	嶋	幸一
委員	衛藤	明和
委員	御手洗	吉生
委員	井上	伸史
委員	深津	栄一
委員	江藤	清志
委員	吉富	幸吉

【委員会の活動状況】

1 委員会の開催状況

(平成25年度～平成26年度)

開 催 時 期	調 査 項 目
第1回 平成25年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・付託事件の調査（企画振興部・生活環境部） （1）グリーンツーリズムの推進に向けた現状と課題について （2）ジオパークの認定について
第2回 平成25年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・付託事件の調査（福祉保健部・企画振興部） （1）小児医療体制の整備について （2）買い物弱者対策について
第3回 平成25年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・付託事件の調査（福祉保健部・農林水産部） （1）子育て満足度日本一の達成状況について （2）大分県における地産地消の取組状況について
第4回 平成26年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・付託事件の調査（福祉保健部） （1）児童虐待の防止について
第5回 平成26年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・付託事件の調査（生活環境部・教育委員会・農林水産部） （1）大分県新環境基本計画及び環境教育について （2）世界農業遺産の取組について
第6回 平成26年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・付託事件の調査（福祉保健部・教育委員会） （1）障がい児への支援について （2）インクルーシブ教育システムについて
第7回 平成26年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の審議
第8回 平成27年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の審議

2 県外所管事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成25年10月15日 ～17日	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 八峰町役場 ・ジオパーク認定に伴う地域活性化の取組について (2) 能代風力発電所 ・発電施設の概要等について (3) NPO法人 地産地消を進める会 ・地域の食のコミュニティづくりについて (4) 秋田県議会 ・地球温暖化対策としての自然エネルギーの導入促進について ・子育て環境について
平成26年11月11日 ～13日	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新潟県議会 ・医師確保対策について (2) 佐渡市議会 ・世界農業遺産の取組について (3) 新潟市食育・花育センター ・農業体験観光ツアーについて ・農業サポーター制度について ・教育ファームについて